

今後の会議の進め方について（案）

1 会議の公開について

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

（1）他の法令等に特別の定めがある場合

（2）不開示情報に該当する事項を審議する場合

（3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議の開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報に掲載し、会議を開催することを原則とする。傍聴人数、申込みが必要かどうかについても掲載する。

（例）■府中市生涯学習審議会

○月○日（○）午後○時 府中駅北第2庁舎○階会議室／傍聴希望の方（先着5人）は前日までに、文化生涯学習課へ／問合せは同課（335・4394）へ

3 会議録の作成及び公開

会議後は、要点記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は、確認の際は氏名を記載するが、公開時は、会長、副会長は役職名を記入し、その他の発言者は匿名とする。

○公開場所 市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、府中市ホームページ

○会議録の内容 会議名、開催回数、開催日時、開催場所、出席者（委員・事務局）、傍聴人数、会議内容

4 傍聴できる人数の制限等

傍聴できる人数は、おおむね5人程度とし、会議室の広さを考慮したうえで、会議ごとに決定する。また、傍聴希望者は、会議の前日までに担当課に申し込むこととする。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は、傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（裏面）を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する、ただし、配布する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。

府中市生涯学習審議会の傍聴について（案）

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りください。

- 1 受付で住所、氏名を記入して、会議室の外でお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 2 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 3 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - (1) 発言をしないこと
 - (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしないこと
 - (3) 写真、ビデオ等での撮影、録音をしないこと
 - (4) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定すること
- 4 前条の規定に違反し、そのため会議の進行が妨害されると認められる場合は、退場していただくことがあります。

7 審議会開催日程案について

次のとおり予定しています。

時間は午後 3 時から午後 5 時まで、会場は府中駅北第 2 庁舎内の会議室等です。

No.	開 催 日 程		主 な 内 容
1	平成 29 年度 第 1 回全体会	平成 29 年 4 月 26 日(水)	委嘱・諮問伝達等
2	第 2 回全体会	平成 29 年 6 月頃	諮問事項の検討について
3	第 3 回全体会	平成 29 年 7 ・ 8 月頃	諮問事項の検討について
4	第 4 回全体会	平成 29 年 9 ・ 10 月頃	諮問事項の検討について
5	第 1 回小委員会	平成 29 年 11 月頃	協議内容のとりまとめ等について
6	第 2 回小委員会	平成 30 年 1 月頃	小委員会まとめ（案）について
7	第 5 回全体会	平成 30 年 2 ・ 3 月頃	小委員会まとめについて
8	平成 30 年度 第 1 回全体会	平成 30 年 4 月頃	答申（案）について 第 5 ブロック研修会について
9	第 2 回全体会	平成 30 年 6 月頃	答申（案）について 第 5 ブロック研修会について
10	第 3 回全体会	平成 30 年 7 月頃	答申（案）について 第 5 ブロック研修会について
11	第 4 回全体会	平成 30 年 8 ・ 9 月頃	答申提出 第 5 ブロック研修会について
12	第 5 回全体会	平成 30 年 11 月頃	第 5 ブロック研修会報告について